

アジア途上国の優秀な人材が、日本のイノベーションに貢献するとともに、母国に戻って自国の産業発展に貢献できるよう、政府開発援助 (ODA) 等を活用して次のような取組を行う。

※政府は、「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)において本事業の新規実施を決定。「未来投資戦略2017」にも記載あり。

1. アジア途上国のトップレベル大学を「パートナー校」として指定し、学部卒業見込みの者又は既卒者に対し、日本の大学院での理系分野の(特に情報技術、IoT、人工知能等に関連する)研究のための留学や、日本企業等でのインターンシップの機会を提供する(ODAの技術協力事業)。

※ 平成29年度から平成33年度までの5年間で約1,000人の受入れを目標とする。

➤ 対象国(12か国)：インド、インドネシア、カンボジア、スリランカ、タイ、パキスタン、
バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス

2. 本事業で一定の研修を了した参加者等が、日本で就職する際には、在留資格取得上の優遇措置(「高度人材ポイント制」の特別加算等)がとられる。
3. 在外においては、在外公館が、関係機関等と有機的に連携して、日本企業での就職に関心を持つ者を対象にしたジョブフェア等の開催や情報提供サービスを実施する。

→ 日本での研修、就職を経て高度人材が日本とアジア各国との間で環流。
長期的には、我が国と各国との外交関係を強化。

「日本再興戦略2016」

（「イノベティブ・アジア」事業該当部分）

II 具体的施策

平成28年6月2日閣議決定

2-3. 多様な働き手の参画

(2)新たに講ずべき具体的施策

iv)外国人材の活用

②外国人留学生, 海外学生の本邦企業への就職支援強化

（略） また、日本政府のODA等の公的資金を活用した、アジア各国での高度人材育成事業により輩出された人材は、我が国との親和性が高い者が多く、国内産業のイノベーションを促進するとともに、母国の発展にも貢献し、我が国と各国の紐帯を強める一助ともなることが期待される。こうした人材が日本とアジア各国との間で還流することを促すため、アジア各国の工学系トップレベル校（大学・大学院）等における、日本政府のODAによる高度人材育成事業の内容に日本の産業界のニーズを反映させ、充実を図る。また、これらの事業を既に実施している大学・大学院に加え、これまでかかる事業を実施していなかったアジア各国の工学系トップレベル校（大学・大学院）等についても、優秀な学生等に対して次の措置を講ずる。

- 我が国とアジアの開発途上国双方におけるイノベーション環境の改善に、人材育成の面で貢献することを目的として、来年度から平成33年までの5年間で1000人を目標に優秀な学生等を日本に招へいし、長期・短期の研修（日本の大学への留学、日本企業でのインターンシップ等）を提供する。
- 優秀な学生等のうち日本企業への就職を希望する者に対して、ジョブフェア、マッチング事業等のサービスを各省が連携して効果的に提供する。
- 優秀な学生等であって、外務大臣が適格性を審査した上で認定する者については、在留資格取得上の優遇措置（「高度人材ポイント制」における特別加算を含む。）や在留資格申請のための提出書類の簡素化等の施策を講じる。

（本文 207～208頁）

「未来投資戦略2017」

（「イノベーティブ・アジア」事業該当部分）

Ⅱ 具体的施策

平成29年6月9日閣議決定

3. 人材の育成・活用力の強化

(2)新たに講ずべき具体的施策

iv)外国人材の活用

④外国人留学生の就職支援強化

ODA等を活用したアジアにおける高度外国人材育成・還流事業である「イノベーティブ・アジア」事業により、本年度から2021年度までの5年間でアジアのトップレベル大学等の1,000人の優秀な人材に対し、本邦の大学院、研究機関等における理工学等科学分野の研究のための留学や日本国内の企業等でのインターンシップの機会を提供することを目指す。

また、外国人留学生の日本国内での就職率を向上させるため、本年度から、外国人留学生を対象に、日本語教育、キャリア教育、中長期インターンシップ等を含む「留学生就職促進プログラム」を国内の12大学において実施するとともに、専修学校においても専修学校グローバル化対応推進支援事業を通じ国内企業への就職支援を行う。あわせて、外国人留学生や海外学生の採用を検討している企業等に対しては、外国人雇用サービスセンター等において、雇用管理に関する相談支援やサマージョブ等に係る支援を実施し、外国人留学生等の就職を促進していく。

(本文99～100頁)